

[事案 2023-91] 手術給付金等支払請求

・令和6年1月31日 裁定終了

<事案の概要>

約款上の支払事由に該当しないことを理由に、手術給付金等が支払われなかったことを不服として、給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

癒痕拘縮形成術に対する炭酸ガスフラクショナルレーザー照射を4回受けたことから、平成29年5月に契約した終身保険の医療特約にもとづき、手術給付金を請求したところ、約款上の支払事由に該当しないとして支払われなかった。しかし、以下等の理由により、手術給付金の支払い（請求①）、慰謝料の支払い（請求②）を求める。また、令和5年1月に新型コロナウイルスに罹患し自宅療養をしたことから、入院給付金の支払いも求める（請求③）。

(1) 請求①について、癒痕拘縮形成術が公的な手術である以上、医師が適切と判断して施行したものであればその術式は問題とすべきではなく、約款の柔軟な解釈や運用により、支払対象とすべきである。

(2) 請求②について、保険会社の医療照会は文書や訪問により行われるが、医師がそれに難色を示したことから、「電話で対応してほしい」と保険会社に伝えたところ、社内でそれを協議すると言った。しかし、その協議をしていると自分が思っていた段階で、保険会社は、文書と訪問による医療照会を医師に持ち掛けた。これは、医師との信頼関係に影響を与えるもので看過することができない。

(3) 請求③について、病床が足りなかったために入院できなかったのであるから、保険会社は入院給付金を支払うべきである。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 請求①について、申立人が受けたレーザー照射術は、公的医療保険制度における診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為に該当しないため、約款に定める支払事由に該当しない。

(2) 請求②について、医療照会をするにあたっては、申立人の同意を得ており、無断で照会した事実はない。

(3) 請求③について、新型コロナウイルスに対する国の対応状況等を踏まえて、「みなし入院」の範囲は変化しており、申立人が自宅療養をした時点では、65歳以上、入院の必要性がある等、一定の重症化リスクがあるケースのみが「みなし入院」として扱われていた。申立人の自宅療養は、当時の運用による「みなし入院」には該当しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、手術を受けるに至った経緯等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。